

第 115 号議案

大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区産業プラザ大規模改修工事
鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地下 1 階地上 6 階建
延床面積 23,012.47 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 12 億 1,000 万円
- 4 契約の相手方 大田区西蒲田七丁目 18 番 4 号
醍醐・横山建設工事共同企業体
代表者 大田区西蒲田七丁目 18 番 4 号
醍醐建設株式会社
代表取締役 田 中 常 雅
構成員 大田区東矢口一丁目 6 番 18 号
横山建設株式会社
代表取締役 横 山 実
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 10 月 29 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39

年条例第5号) 第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 116 号議案

大田区産業プラザ大規模改修電気設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区産業プラザ大規模改修電気設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区産業プラザ大規模改修電気設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 29 億 7,000 万円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
永岡・ハマザキ建設工事共同企業体
代表者 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
永岡電設株式会社
代表取締役 石 渡 光 男
構成員 大田区千鳥一丁目 15 番 9 号
株式会社ハマザキ電設
代表取締役 浜 崎 太 郎
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 10 月 29 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 117 号議案

仮称大田区南馬込四丁目資料館大規模改修工事請負契約の変更について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

仮称大田区南馬込四丁目資料館大規模改修工事請負契約の変更について
下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額及び工期

2 変更する内容

(1) 契約金額

当 初 金 額	金 2 億 4,970 万円
第 1 回変更後金額	金 2 億 5,278 万円
今回変更後金額	金 2 億 8,015 万 9,000 円

(2) 工 期

当 初 工 期	令和 7 年 2 月 28 日
今回変更後工期	令和 7 年 3 月 19 日

(提案理由)

令和 6 年第 1 回区議会定例会において議決された、仮称大田区南馬込四丁目資料館大規模改修工事請負契約について、コミュニティサイクルの整備等に伴い、外構工事の内容を変更する必要性が生じたことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 118 号議案

大田区新蒲田一丁目複合施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区新蒲田一丁目複合施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区新蒲田一丁目複合施設

2 指定管理者の名称

アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

代表団体

アクティオ株式会社

構成団体

株式会社東急コミュニティー

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 119 号議案

大田区新蒲田区民活動施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区新蒲田区民活動施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区新蒲田区民活動施設

2 指定管理者の名称

アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

代表団体

アクティオ株式会社

構成団体

株式会社東急コミュニティー

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 120 号議案

大田区総合体育館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区総合体育館の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区総合体育館

2 指定管理者の名称

住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズグループ

代表団体

住友不動産エスフォルタ株式会社

構成団体

株式会社NTTファシリティーズ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 121 号議案

大田区民プラザの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区民プラザの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区民プラザ

2 指定管理者の名称

公益財団法人大田区文化振興協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 122 号議案

大田区民ホールの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区民ホールの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区民ホール

2 指定管理者の名称

公益財団法人大田区文化振興協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 123 号議案

大田文化の森の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田文化の森の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田文化の森

2 指定管理者の名称

公益財団法人大田区文化振興協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 124 号議案

大田区立熊谷恒子記念館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立熊谷恒子記念館の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立熊谷恒子記念館

2 指定管理者の名称

公益財団法人大田区文化振興協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 125 号議案

大田区立馬込アートギャラリーの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立馬込アートギャラリーの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立馬込アートギャラリー

2 指定管理者の名称

公益財団法人大田区文化振興協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 126 号議案

大田区立龍子記念館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立龍子記念館の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立龍子記念館

2 指定管理者の名称

公益財団法人大田区文化振興協会

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 127 号議案

大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
大田区立大田福祉作業所	社会福祉法人同愛会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
大田区立大田福祉作業所 大森西分場		
大田区立大田生活実習所 (短期入所事業に係る部 分に限る。)	社会福祉法人睦月会	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、こ
の案を提出する。

第 128 号議案

大田区立図書館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 28 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立図書館の指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称及び指定管理者の名称

別表のとおり

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

別表

番号	施設の名称	指定管理者の名称
1	大田区立大森南図書館	テルウェル東日本株式会社
2	大田区立大森東図書館	株式会社ヴィアックス
3	大田区立大森西図書館	株式会社ヴィアックス
4	大田区立入新井図書館	丸善雄松堂株式会社
5	大田区立馬込図書館	株式会社図書館流通センター
6	大田区立池上図書館	株式会社図書館流通センター
7	大田区立久が原図書館	共同事業体 JCS/NPTグループ 代表法人 日本コンベンションサービス株式会社 構成法人 野村不動産パートナーズ株式会社
8	大田区立洗足池図書館	株式会社図書館流通センター
9	大田区立浜竹図書館	テルウェル東日本株式会社
10	大田区立羽田図書館	テルウェル東日本株式会社
11	大田区立六郷図書館	株式会社ヴィアックス
12	大田区立下丸子図書館	株式会社ヴィアックス
13	大田区立多摩川図書館	株式会社図書館流通センター
14	大田区立蒲田図書館	共同事業体 JCS/NPTグループ 代表法人 日本コンベンションサービス株式会社 構成法人 野村不動産パートナーズ株式会社
15	大田区立蒲田駅前図書館	株式会社図書館流通センター